

奈良県・市町村長サミット（1月31日開催分）

【司会】 定刻となりましたので、ただいまより、奈良県・市町村長サミットを始めさせていただきます。本日はお忙しい中、また寒さ厳しい中、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

報道機関の皆様をお願い申し上げます。開会挨拶後の取材につきましては、自席にてお願い申し上げます。

それでは、開催に当たり、奈良県知事、荒井正吾よりご挨拶申し上げます。

【荒井知事】 県・市町村長サミットを続けさせて頂いておりますが、本日もお忙しい方たちばかりでございますが、お越し頂きまして、ありがとうございます。

今日も県と市町村が連携をして、プロジェクトがあれば、いいテーマがあればその部分、協力を一緒にしようということでございます。昨年、紀伊半島の大水害が起きましたので、復旧・復興について被災地の市町村と復旧・復興計画をつくってきておりますが、先日は被災地市町村様と、総務省を中心に特別交付税の陳情などに行きました。国には被災地の復旧・復興について大変親切に対応して頂いております。その際に、いろんな国のメニューを利用して、この奈良県政の発展に利用するというのが我々の役目でございます。陳情に行きましても、知事と市町村長様方と一緒にいくと大変熱心に話を聞いて頂けます。紀伊半島大水害におきましては、大西代議士が民主党の本部などに陳情同行して頂くということで、いろんな成果が上がっているところでございます。感謝申し上げます。

また、勉強会という面では後ほどご案内もありますが、2月20日には前金沢市長の山出さんにお越し頂き講演会を開催します。5選されて、金沢市が随分よくなって、きれいに、また元気になったのも山出前市長の実力によるものでございます。私も旧知でございますが、本当にいろんなことをされ、アイデア豊富な市長さんに奈良へお越し頂きます。

また、3月には社会保障のことで宮本太郎さんという学者さんが奈良へ来て、話をさせて頂きます。宮本共産党書記長のご子息でございますが、社会保障の第一人者でございます。大変幅広い見識を持っておられる方でございます。いろいろ社会保障についても後ほど議題に出ますが、国を中心として大きな動きがございますので、勉強になろうかと思えます。

その中で、地方消費税についての地方の取り分について動きがございました。この席をお借りして、最近の動きをご紹介させていただきますが、ご案内のように5%を超える分は社

会保障の財源にするということを民主党政権が言うておられます。社会保障の財源の国と地方の配分の比率は決まりましたが、地方における地方間、都道府県間の配分と県と市町村の配分の方式はまだ決まっていないので、最近、総務省から奈良県の意見を求められました。

まず、県と市町村の配分比率につきましては、現在の地方消費税はある配分基準で県に参りますが、全国すべて1対1で県と市町村は配分するという事になっておりますので、増税分もそのようにするのが適当であるという意見が多うございます。奈良県も県と市町村の配分の比率は1対1でお願いしたいという意見を申し上げております。

ところで、増税分の各県配分でございますが、今の消費税5%の配分につきまして、奈良県の状況でございますが、人口当たりの消費額は全国で2位とか4位とか、奈良県民の大変高い消費額の実績があります。たくさん消費されている。ところが、地方消費税の配分額は精算をされますが、人口当たり全国46位でございます。それは1つには、県内消費の率が少ない。ご当地の大和高田市でも、大阪に行って消費される。県内消費率が若干上がってきておりますが、大阪に近いところの首長さん、なるべく大阪で使わないで、奥さんもなるべく奈良で買い物をして頂くようにということをお願いしてございまして、県内消費率はわずかですが、上がってきているように思います。

ところで、その配分の46位という裏には、大都市近郊で県外で消費する奈良県のようなところは大変不利でございます。その配分基準の8分の6が販売額で、大阪で販売されたものは奈良の消費税の配分基準にならないと。変な文句ですが、大阪で布団を買って、奈良で布団や寝間着を使うと、大阪の消費税の配分額となるのはおかしいじゃないかと。布団を大阪で買ったからといって、大阪で布団を使う奈良県民というのはほとんどいないよと、全然いないんじゃないかと言って、消費地というのは自宅じゃないかという言い方をしております。食べ物もう大阪で食べてしまうと、そのまま消費になるんですが、それが知事さんの中では、もうそれはそういうものだ、地方消費税というのはそんなものだという原理的な主張をされる方が多くて、それとずっと戦ってきておりました。大都市の首長さんがそういう方が多いんです。8分の6が消費地じゃなしに販売地ということでございます。

それと8分の1が人口、8分の1が従業員ということでございますが、5%を超えた分についての配分基準は決まっておりませんで、今のまま配分されますと、社会保障のために使うと言って、社会保障のために使う用途は各県、人口当たりそう変わらないわけでござい

ざいまして、今の配分基準でいきますと、2倍以上の格差がございます。大都市は2倍以上の人口に対して配分がある。すると、社会保障に全部使うとすれば、大都市の住民1人当たりの方がたくさん使えるじゃないかと。地方はどうするんだということを文句を言っておりまして、奈良県の案としては増税分は人口比を中心にしてほしいと。特に高齢者人口でやってほしいと。4分の3は高齢者人口、社会保障の使途は若年の人口もありますので、4分の1は若年人口。4分の3と4分の1を高齢者人口と若年人口で配分して欲しいというふうに意見を最近申し上げました。奈良県全体でその2分の1を、県と市町村で分けるわけでございますので、その方が奈良県にとって社会保障の税源となるには大変ありがたいということ。ただ、知事会の中では少数意見でございまして、特に大都市の知事さんたちと戦わなきゃいけないという立場でございます。知事会の中にも友はおられますので、田舎の知事さんとともに少数でございますが、共闘しているという状況でございます。ご報告方々、またご支援を賜りたい事項でございます。

また、県と市町村の配分は、現在は人口比と従業員比、それぞれ2分の1、2分の1でやっておりますが、社会保障の財源ということになれば、人口比の方がいいんじゃないかというふうにしております。あまり変わらないかもしれませんが、多少違いが出てくるかもしれません。県と市町村の配分については、市町村の皆様と相談しなければいけないわけでございますが、県の配分基準の考え方というのはとりあえずそのようなことにしております。

地方消費税の増税が国会で議論になりますと、このような議論に政府が答弁いたしますと、その案で固まってしまうので、そのときに地方の意見を十分聞いてもらうようにということを運動しておりますが、地方の意見も大都市と田舎の県、また大都市近郊の県では随分立場が違いますので、奈良県が損をしないようにということで、非力ながら頑張っている分野でございます。先週そのような意見を関係の知事さん、総務省に、奈良県の意見として説明をしたことがございました。ちょうどタイミング的にそのような流れですので、ご報告を申し上げます。

社会保障のこと、いろんなことが大変めまぐるしく動く世の中でございますので、中央での動き、決定のタイミングに奈良県が損をしないように気を配らせて頂いておる次第でございます。そのような中で県内の勉強会、県と市町村が力を合わせて県政を良くしようという取り組みは学者の人たちには奈良モデルとして取り上げられております。成果が徐々に出てきつつありますが、これが社会保障の面でも、まちづくりの面でも経済活性化

の面でも、いろんな成果が出るとうれしいこととっております。本日も、またこれからもよろしくお願ひ申し上げる次第でございます。本日はありがとうございました。

【司会】 ありがとうございました。

本日も、各テーブルに県の職員が同席をさせて頂いておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、奈良モデル検討会を開催させていただきます。本日は奈良モデル検討会のアドバイザーをお願いしております奈良県立大学の伊藤学長にもご出席を頂いております。伊藤先生、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、まず市町村国民健康保険のあり方でございますが、説明の後にグループで意見交換をして頂くお時間をおとりし、その後にご意見を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

では、榎原奈良県保険指導課長から説明をさせていただきます。

【榎原保険指導課長】 市町村国保の広域化、それから2点目としまして、今年度から県と広域連合が共同して取り組みを進めておりますので、その2つの事柄につきましてご報告申し上げたいと思います。お手元の資料の1、2ページをご覧頂きたいと思います。

まず1つ目は、市町村国保の広域化でございます。これにつきましては、6月から月1回のペースで市町村の課長さんぐらいのクラスの方々にご出席頂きまして、検討を進めて参りました。6回の開催をいたしました。正規の委員さんは8名でございましたけれども、毎回20名余りの課長さんをご出席頂きまして、非常に熱心にご議論頂いた結果、取りまとまった内容を本日報告させていただきます。

まず1つ目は、保険財政共同安定化事業の拡充でございます。これにつきましては、資料の右上のところに簡単なイメージ図が書いてございます。30万円を超えるような高額医療費が発生した場合に、1つの市町村であれば、そういった方がたくさん出てくれば、財政基盤を安定させるということから、あらかじめそれぞれ市町村の方から拠出、お金を出して頂きまして、それをプールして、そういった高額医療費が発生した場合に、そこからお金を出してやっていくというような事業がこの保険財政共同安定化事業でございます。これは、今現在30万円でございますが、これを20万円、10万円、さらには1円以上のすべての医療費についてこれを対象にしていけば、これが広域化と、都道府県単位化ということになろうかと考えておまして、実は昨年度にこれの拡充についてご議論をして頂きました。それが左上側のところに書いてございますけれども、まず対象の医療につき

ましては、30万円から10万円ぐらいまで広げたらどうかと、それから拠出の方法についても見直してはどうかというところまで昨年度ご議論頂きました。これを受けまして、さらに今年度、例えば対象医療費の拡充の金額、あるいは拠出の方法をいろいろ変えて、60通りシミュレーションをやってまいりました。その中から、実際に拡充をした場合にできるだけ市町村に当面大きな影響を与えないであろうというパターンを選びました。それが一番下の赤枠で囲ってあるところまでございまして、平成24年度から、今30万円のところを20万円に拡充すると。拠出の方法も若干変えさせて頂くと。その場合に、右側中ほどのところに黄色いグラフが書いてございまして、左に行けば行くほど、出して頂いたお金の方が、もらうお金よりも大きくなる。どちらかという、損をする市町村。このグラフでいいますと、オレンジ色に表記がされている市町村はこういった拡充をした場合に、そのオレンジの表記のグラフ分だけ拠出超過になる、お金を多く出すことになるということで、これではちょっと困るということでございまして、この負担がかかる、影響を受けられる分につきましては今後県の調整交付金を活用して激変緩和できるように調整を行うように検討して参りたいと考えているところでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。都道府県単位化するためには、保険料を一本にする、標準化するということが必要でございまして。昨年までのところで、1つには資産割というのがございまして、これはやめようと。それから、応能割、所得割というのがございまして、所得に応じて保険料を払って頂く応能割。それから、頭数に応じてお金、保険料を負担して頂く応益割、均等割、平等割というのがございましてけれども、その割合をどうするのか。これはウェートを高める、あるいは低めることによって、それぞれメリット、デメリットがございまして、それをどうするのかというところを今後議論していきたい。それから、どんなやり方をしましても山間部の方を中心にして急激に保険料が上がるところが出て参りますので、その手当てをどうするのか。この3つの点について今後議論していきましようというのが去年までの取りまとめでございました。

これを受けまして今年度、中ほど囲いをしてございましてけれども、資産割というものを廃止するという前提で応能と応益の割合を60対40から、40対60まで5%刻みで8つの試算、シミュレーションを行いました。この中で一番低所得の方々に影響が小さい、負担にならないというパターンを見ますと、若干応能割合が低い、応能割合が45から50%のあたりということがわかってまいりましたので、さらにそれを1%刻みで分析したものが中ほどの表でございまして。

表の見方でございますけれども、縦に課税所得で並べてございます。横に50対50から45対55、こう並べております。この中で注目頂きたいところは上から3つ、所得階層でいきますとゼロ円、あるいはゼロ円から100万円未満、100万円から200万円未満、この3つの層でございまして、実はここに国保世帯の80%の方々がこの3つの所得層に含まれております。これを見て頂きますと、その赤枠囲いをしている49対51、あるいは48対52というあたりのところが、今申し上げた3つの所得階層のところ、どちらかという、保険料が減少する世帯が一番多いということがおわかり頂けると思います。増加する世帯もございまして、どちらかという減る世帯が多い。低所得者の層に優しい、逆に言いますと国保世帯の大半にとって負担のかからないパターンというのがこの若干応能割合が低い49対51、ないしは48対52ということで、このあたりではないかと。ただ、これはもし今現在、今日時点で標準保険料を設定すればということでございまして、実際に標準保険料を設定する数年後の時期を見据えますと、将来推計というものをやった上で、その時点でどれが一番いいのかなというところをやらなければならないというふうに考えております。

ちなみに、右下のところ黄色い棒グラフがございまして、これが今現在、もしこういうような標準化をした場合に左側に行く市町村は、今よりこれだけ1人当たり保険料が上がると、右側のところは逆に減るという市町村でございまして。ご覧頂いたらわかりますように、山間部を中心にして相当、保険料が増えるということがおわかり頂けると思います。先ほども申し上げましたように、こういった著しく保険料が上がる場所についてどうしていくのかということも今後の課題というふうに考えております。

続きまして、4ページをお願いいたします。国保の広域化を進める中で、あわせて共同で取り組みをしていきたいというふうに考えておりまして、その1つが保険料の収納を上げていく対策というものを共同できないかと。その1つとしまして、アドバイザーを共同で設置できないかという研究をいたしました。アンケートをとりますと、44%、17保険者の方がそういったものを置いてもらいたい。右側の横の棒グラフにございまして、さまざまな項目について支援をしてもらいたいというのが多くの市町村から出ております。右上の赤枠囲いのところをご覧頂きましたら、現在、県の方で個人住民税滞納整理室というものがございまして。実はこれは、本来は個人住民税の滞納整理をやっているところですが、ご存じのとおり、こういう個人住民税を滞納されている世帯の多くは国保税なんかも滞納されている場合が多うございまして、ここの支援を現在既に受けておられる市

町村も少なからずあります。県の職員を1年ないしは派遣している市町村が毎年3市町村、それから市町村に職員が巡回で回っているところが年間6市町村から9市町村ございます。実は、来年度この機能を何らかの形で充実していこうという検討が今なされているところでございますので、その状況を見ながら独自でこういったアドバイザーを設けるかというところを引き続き検討したいというところで今考えております。

続きまして、下のところ4番、健康づくりということで、特定健診の受診率の向上に向けまして、今現在非常に低い受診率とはなっておりますけれども、それを促進するために大和の休日巡回健診パッケージというものをやりたいと考えております。これはそこに書いてございますように、商業施設などに集団健診を行う場を設けて、そこにお買い物にいられた方にご利用頂いて特定健診の受診機会を増やそうというものでございまして、来年度橿原市さん、御所市さん、葛城市さん、高取町さんが共同して、橿原イオンセンター、アルでこれをやろうと。あるいは、生駒市さんでは自分のところのイベントでこれをやろうといったようなことを今考えているということでございます。これにつきましては、県の調整交付金で応援して参りたいと考えております。

それから、※印、南和地域の市町村では集団健診をかなりやられておりますけれども、その未受診者の方を中心にして、南和地域では公民館や保健センターなどにこういう集団健診車を派遣してやっていこうというふうに考えていまして、来年度五條市さん、大淀町さん、黒滝村さん、十津川村さん、下北山村さん、上北山村さんがこれを利用しようというふうにお考え頂いております。

続きまして、5ページでございます。今度は、今年度から始めました県と後期高齢者医療広域連合との共同事業でございます。目的は保険者機能を発揮して、高齢者の健康の維持増進に向けた取り組みを実行委員会方式で、実行委員会というものを4月8日に設けて、それを進めています。会長は広域連合の連合長であります、大和郡山市の上田市長様でございます。2つの取り組みをやっております。

6ページをご覧頂きたいと思っております。1つには、高齢者の健康維持増進のためにどんな取り組みをしたらいいのかということの研究する取り組みでございます。左側の上を書いてございますように、大学の先生やお医者さん、歯医者さん、保健師さん、それから高齢者の代表の方々にお集まり頂きまして、6月より2カ月に1回のペースで、これまで4回の議論をしてきて頂きました。あと2回、開く予定でございまして、実は広域連合の上田市長様のほうから、これをやるときに、できれば目から鱗が落ちるようなそういうおもし

ろいものやってくれという非常に高いレベルの要請を頂いて、非常に苦しみながら進めているところでございますが、下のところに書いてございますように、実は歯、口の中、口腔というものがお年寄りの健康維持増進をしていくのに非常に大切な要素であるけれども、今まであんまりそのところに手当てをされてこなかったという実態もございますが、そこを研究しようということで始めております。例えば、書いてございますように、歯がなくなると認知症になるリスクが最大1.9倍、あるいは誤嚥性肺炎になるケースが、口腔ケアをしておれば6割以下になる。あるいは歯が多ければ、医療費も少なくて済むようなこういうエビデンスがございます。こういうエビデンスに基づきまして、この口腔というものをどうしていくのかということで、1つには嚥下障害というものを防ぐための方策、そのための予防の対策というものの研究をしております。それから、歯科検診の内容についての議論、こういったものをしておりまして、一番下のところに書いてございますように、畿央大学、あるいは県の言語聴覚士会のご協力も頂いています。それから、県の老人クラブ連合会さんにはこういったものについてのエビデンスを集めるためのアンケートのご協力もして頂いているところでございます。

続きまして、7ページをご覧頂きたいと思います。2つ目の取り組みでございます。地域のお年寄りを巡回して指導する取り組みでございます。2つの特徴がございます。1つはその赤いふうに書いてございますけれども、高齢者の症状というものに重点を置いた啓発ということで、歯科医師、歯科衛生士、栄養士、さらには運動指導員といった方々を派遣するという取り組みをしておるものでございます。

2つ目の特徴でございますけれども、真ん中、四角の黄色囲いしてあるところでございますが、地域の実情に応じてオーダーメイドでやっております。これは、経費はもちろんでございますけれども、できるだけ市町村の職員さんの負担にならないようにやっております。それから、市町村のイベントとジョイントできないかということを考えています。それから、都市部では非常にいろんなことを市町村独自でやられていますけれども、広い地域でございますので、できていない地域、あるいはできていない項目がございますので、そういうところで応援できないか。それから、山間部でしたら、お住まいのところが離れてございますので、集落に赴いてやるといったことで、それぞれの市町村に合った形でやらせてもらっているということでございまして、これまでのところ、一番下のところに書いてございますように、7つの市町村、18事業、300名余りの方に啓発をして参りました。これは、12月まででございますので、1月、2月でさらに3つの市と2つの町に

対して啓発をする予定でございまして、老人クラブ連合会さんに対しても啓発を別途行っております。

続きまして、8ページをご覧ください。これ、1つの例でございます。上が川上村さん、下が上北山村さんでございまして、いずれも歯医者さん、それから歯科衛生士さんが口腔、口の中、歯の診断、健診をやった上で、例えばこうすればうまく歯が磨けますよ。あるいは、お年寄りでございますので、入れ歯の手入れはこうしてくださいというふうな指導をしているところでございまして、川上村さんの場合でしたら、大腸がん検診で訪れたお年寄りを1回受けてくださいということで受けてもらっている。ここは、大字ごとに9回に分けてこれはやっています。大字ごとに基づいてやっています。それから、上北山村さんの場合は耳鼻科と眼科の検診を村でやられたときにお邪魔をさせてもらってやっているとこのところでございます。

それから、最後9ページでございます。上が宇陀市の例でございまして、これはこのとき大和高原へ遠足に行かれる前の時間を利用して実施したものでございまして、左側、にこやかなおばあさんの写真がございしますが、これはいすに座ったままで、じゃんけんをやらせてもらっています。これは脳のトレーニングにもなるプログラムということで、これ以外に転倒予防になるような足の体操や、右側の写真にありますような肩こりの予防になるようなストレッチ運動とかいったものを行っております。この結果として、後で、これやったら家でもできるな。あるいは、今までトイレで座ってできなかったけど、できるようになったというようなお声も頂いたということをお聞きしております。

それから、最後に大和郡山市さん、下の例でございますが、これは大和郡山市さんで運動教室をされた際に、その会場内にブースを頂きまして、そこでバランスのよい食事というものをご提供いただくのかということをお話をさせて頂いて、栄養士さんが指導している例でございます。この実行委員会の取り組みにつきましては、厚生労働省でも今、注目をさせて頂いておまして、来週開催の全国後期高齢者医療広域連合事務局長会議でも先進事例として発表を申し上げるところとなっております。

【司会】 それでは、ここで意見交換に先立ちまして、知事から今後の方向性等についてお話をさせて頂きます。資料につきましては、お手元の国民健康保険の都道府県単位化に向けた本県の取り組み方向、A4、2枚のカラーコピーのものでございますが、こちらをご覧くださいと思います。それでは、知事、お願いいたします。

【荒井知事】 補足説明のようなことですが、2枚の資料がございまして、国保の都道府

県単位化というのはどういうことか、その方向をどういうようにしようかというようなことでございます。もう1つは、後期高齢者医療広域連合と県との連携強化に向けてというペーパーでございます。この2つについてご説明させて頂くわけでございますが、今、健康について課長から説明がありましたが、地方消費税を上げて、社会保障に向けるという中で、社会保障の担い手は地方でございますが、とりわけ市町村でございます。地方の中で、県と市町村の支出割合は1対9になっております。市町村の支出の割合が多いということでございます。その支出の大きなものは、後期高齢者の医療でございます。医療費が多いところは支出が多いということになります。県の中におきましては、医療費の差が市町村別に見ますと、1.6倍になります。一番少ない医療費は山添村、一番多いのは三郷町と、変わってなければ、そのような1.6倍の差があります。それは国民健康保険の市町村民が使う保険料を市町村が償っていかれるということでございます。ところが、その支出を賄う財源は税金と保険料と自己負担でございますが、自己負担はごくわずかでございますので、保険料か税金で、税金の分を地方消費税で賄うということでございます。保険料はどのような率にするか、保険料の負担する人は少なくなってくる中で地域としてどのようにするかというような状況でございます。

先ほど、地方消費税を増やして社会保障財源にすると。社会保障に使う中で後期高齢者の医療、あるいは高齢者医療というのは大変大きな分野でございます。そのような差がございますので、その税金の配分が人口とか高齢者人口とか外形的な配分でありますと、医療費などの支出が多い市町村、あるいは県は負担が大きく、財政負担が大きくなります。それを健康のためにいろいろ使って医療費を節約すると、その節約分は地元の使用が余裕を持ってできるという構造になっております。県の中で市町村国保でございますので、今の支出とともに保険料の差がございます。保険料の差が奈良県では2.3倍の差がございます。県民の方が高く払っておられるのと、それほど払っておられないところの差が2.3倍ございます。これは保険料の一元化ができるかどうかということでございます。

県では、国保の県単位化に動き出しましたが、国では平成27年に国保の医療費の支出について国保財政を1つにする方針を打ち出されました。しかし、今までの説明をお聞きになりました点でわかりますように、保険料をどうするのかということは、激変緩和というところまで来ておりますが、標準保険料に県内、一緒になるのかどうか。あるいは全国一緒になるのかどうかというのはまだ目途が見えません。知事会は、市町村国保は国が一元的にやるか、市町村のまま残してくれと、逃げの姿勢でございます。奈良県は市町村国

保も県の役割をもっと拡大していいと、運営主体ということでバックアップがちゃんとあるならば、運営主体にもなっていていいというようなことを、少数意見でございますが、表明しております。そのような中で、平成27年度から標準保険料の設定を含めてやっていくということでございます。

この中で一番大事だと思いますのは、医療費をあまり使わないようにすると。特に後期高齢者の医療費が大きな保険の用途の分野になっておりますので、医療費を使わないようにする。では、どうすればいいかという、健康を維持すると医療費の支出が減ってくるということでいろんな勉強をしておりますが、健康は維持するが、支出は少なくすることは健康づくりということになります。健康づくりは生活習慣の変更ですので、難しい面もありますが、そんなにお金をかけないでできます。今、施設から在宅へと言われておりますが、介護が医療になる中でできるだけ在宅で健康を最後まで維持して頂くということを県全体の大きな目標にしたいと思っております。

各県の中で、1人当たりの医療費の支出が一番少ないのが長野県でございます。奈良県は29位か30位ぐらいでございますが、県としてはそれを減らしながら、収入は標準外形で頂いて、県民に対してもう少し有意義な使い方ができないかというのが方向でございます。そのための大きな要素は、1つは運動、2つ目は栄養、健診。運動、栄養、健診から高齢者の方の内じゃなしに外に出かけて頂くということで糖尿病、認知症、誤嚥による肺炎などが少なくなってくるというふうに思います。

そのような試みの中で、今ご紹介申し上げました口腔歯科の運動でございますとか、啓発運動でございますとか、そのような健康づくりの運動でございますが、これは行政の運動でもございますが、保険者としての保険者機能ということにもなります。頂いた保険料をどのように平準するかという収入のほうの話と用途をできるだけ効果的に使うということでございますので、用途をできるだけ効果的に使うというのは、県と市町村が一緒になってやらないといかない。例えば運動をよくするように運動場をつくろう、遊歩道をつくろう、歩け歩けというふうに一緒になってやりたいと思う面がございますので、そのような試みをこういう展開の基本として考えておりますことを是非ご理解願いたいと思います。

運動を進めるという中で、実は財政直結の話でございますので、社会保障の収入、国としては財源が回っても、先ほど申し上げましたように大都市と地方は取り合いになるわけでございますが、それはそれとして平等に配分されるように確保する一方、支出はできるだけ効率的にやろうと、健康づくりのために使う方がいいと。そのためにいろいろ聞いて

おりますのは、大事なのは市町村の医師会の協力を得るといふことであるように聞いております。市町村医師会が在宅医療に手を回してくれるようになれば、大変医療費が少なくなってくると。在宅でケアとキュア、医療を受けられるように、今、往診をする先生が極端に少なくなっております。診療時間に診療所に来いという医師をできるだけ往診に回るようにしてもらおうというのが1つ、大きなことでございますのと、もう1つは在宅で介護の必要が生じたときにできるだけ施設に持ち込まないで、施設ではできるだけ世話をするから、できるだけ長くいらっしゃいというふうになってくる傾向がございますので、できるだけ早く家に帰って、少し不自由があっても元気に過ごして頂けるようにということです。施設に入ると、在宅で多少でも頑張ると、認知症の発症率が随分違うという研究が出ております。我々の身近な話でもございますが、それと健診のほかに、外に出るといふのが大事。我々このように外に出て、ちょっと聞き慣れない言葉も聞かなければいけないので、ぼけ防止に大変いい会議でございますが、そのようなみんな同じように後期高齢になるわけでございますので、このようなことを申し上げたいと。財政のアクセス、アプローチの面が非常に強いということでございます。

もう1つは、大きな支出の分野でございます後期高齢者でございますが、後期高齢者の保険制度は広域連合で市町村がされております。これは広域連合で保険制度をされておりますが、その保険者機能といいます健康増進の取り組みが十分じゃない面が各地ありましたので、その健康増進はこの市とこの町とで違うわけではございませんので、広域的に県が音頭をとってこの健康づくり、健診にしる、主体は市町村であっても、まんべんなく健診に行かれるように運動の差が生じないように、総合型地域スポーツクラブの設立に躍起になって市町村校区ごとにできるだけ設立をしたいと思っておりますのはこの健康のためでございます。奈良マラソンも健康のためでございます。そのようなイベントをすると、マラソン出場に向けて県民の方がよく走られるようになって参りました。思いのほかの効果があるように思っております。そのようないろんなことをこの後期高齢者の広域連合の事業として健康づくりに県も積極的に関わらせて頂きたいというのが本旨でございます。根っこは国民健康保険なり後期高齢者の保険の財政運営を効率的にして、支出をできるだけ少なくする。しかし、健康を維持する。その収入は配分を不公平性のないようにすると、この3つの柱で奈良県は知事会などで必死に闘っているというのが最初のお話から続く一貫した話でございます。

支出の面につきましては、県と市町村が一体となって、できるだけ支出は少ないけども、

健康については全国有数の健康県ということにしたいものというふうに思っております。あながち、絵にかいた餅ではなく、必ずできるような気がいたします。そのバックアップをするのが南和の病院でございますとか、新県立病院でございますとか、いざという時に行けるような病院ということでございます。何より大事なのは健康づくりというふうに思っておりますので、この保険の協議の際に、是非ご理解を賜りたい点でございますので、重ねての説明になって恐縮でございましたが、ご説明をさせて頂いた次第でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

【司会】 それでは、これまでの説明をもとに、グループごとに意見交換をして頂きまして、その後にご意見を頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(意見交換)

それでは、市町村長様からご意見を頂戴したいと思っております。ご発言をされます市町村長様、おられましたら、恐れ入りますが、挙手にてお知らせを頂きたいと思っております。いかがでございましょうか。

上牧町長様、よろしくお願いいたします。

【今中上牧町長】 今、担当の方と知事さんから説明を受けたんですが、27年度を一応目途に調整を進めていこうというような説明を頂きました。資料の3ページの表も見て頂いたらわかるんですが、標準保険料を設定した場合、上牧町が一番便宜を被るというのか、一番良いようになっておるんですが、反面、裏を返せば、それだけ保険税が高いということになるわけでございます。今、上牧町でも住民の方、もしくは議会の方から上牧町は県内2番目か3番目に保険税が高い。住民を苦しめているというような大変厳しいご意見がございまして、24年度から資産割、所得割の率を下げ、少しでも住民の方々に負担を求めない形でこれからやっていこうと考えておるんですが、それも1つの考え方に立っておりますのは、奈良県が一本化されるというのを大前提として四、五年ぐらいは頑張れるのかなというような気持ちでこれから取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、是非奈良県、一本化になるように皆さん方の意見を出して頂きながら組みたいと考えております。上牧町としては、遅れば遅れるほど財政が悪化していくというようなことにもなりますので、そういうこともしっかりと皆さん、お考えを頂きまして、これからよろしく取り組みをして頂きたいというふうに、希望とちょっと意見とをあわせて申し上げますので、よろしくお願いいたします。

【司会】 ありがとうございます。下北山村長様、どうぞよろしくお願いいたします。

【上平下北山村長】 保険料が高いという話が出ましたので、保険料が一番安いということで、ちょっと別に対立するとかそんな何もないんですよ。ちょっと事情だけお話しさせてもらいますけれども、表を見てもらったならもう断トツで安いわけで、もし一本化されたら、年間4万円ぐらい負担が増えるということになっているんですけども、これはなぜ安いかと申しますと、国保税の収納率がもう十数年100%を続けておりまして、その交付金といいますか、ご褒美として年間四百数十万円頂きますので、それを原資として保険料を安く設定できているわけでございます。そういう努力の裏にこれがあるということだけで、一本化には賛成させていただきますので、是非その辺のご理解を頂いて、緩和策、そういうことをしっかりと講じて頂きたいというお願いだけ申させていただきます。

【司会】 ありがとうございます。大淀町長様、どうぞよろしくお願ひいたします。

【岡下大淀町長】 この表で言っではりますけれども、大体ほぼ真ん中よりちょっと損するところにありますけれども、これは損するとかしないの話と違ひまして、元来保険というのはみんな持つものでありますので、ちょっと意見を述べさせていただきます。

去年、この場所で、私、町長になって初めてサミットに出させてもらいました。そのときに、知事さんがこの奈良県の国保の一本化の話、少し出たように記憶しております。その前からちょっと聞いておりまして、とにかく保険を一本化するというのは、保険の本来の、元来の目的から本当に正しい方向だと私は思っております。それをやるにはやはり順序があるわけで、知事さんは奈良県をまず一本化したいというふうにご考慮されておられると思ひます。実はうちの大淀町も、もう国保の基金も底をつきまして、来年度からどうしようかと迷っているところでございます。今日は国保の話ですけれども、介護保険も同じようなものでございます。差があります。今は支払いだけを広域化されておられるわけですけれども、できるだけ早いこと、やはり奈良県として進めて頂ければありがたいと思ひます。

【司会】 それぞれ保険料の異なるところからのご賛同のご意見を頂いたと思っております。これにつきまして、他に意見がございませんようでしたら、伊藤先生からご助言を賜りたいと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

【伊藤奈良県立大学学長】 先ほどの知事のお話、それから健康福祉部のお話、町村様のご意見等を踏まえて、私なりに事前にある程度整理をしてきたんですが、まず1つは今回ここで議論されている奈良モデルについてです。今までは一般的に市町村が国保の保険者であって、あとそれを国なり県がサポートするとされています。奈良モデルの特徴は

県が市町村と一緒にやるというところに奈良モデルのポイントであると思います。

それともう1つ、これも奈良県内の市町村については、都市部もあれば過疎の山間部もあります。こういった地域特性があると思うんですね。これは他の府県も同じだと思うんですが、やっぱり奈良モデルという限りは、奈良の地域特性をよく考えてモデルを考えていく。今回のシミュレーションもそのあたりをよく考えておられたと思います。要は、この保険財政のリスク、2つありますけども、給付増のリスクと保険料の徴収リスクをどうするかということです。徴収率の高いところと、低いところがあると思うんですが、このあたりをどういうふうによく解決していくかということだと思えます。まず医療費の水準と、それから保険料の水準の問題、受益と負担といえますか、このバランスをどうやっていくかということが大事で、この1つの解決方法がこの広域化ということだと奈良県では考えたかどうかと思います。

それと、後期高齢者のことが出てまいりましたが、1つは高齢者については生活習慣病が大きな原因であることが課題です。この対策、それからそれも含めた医療機能をどういう形で支えていくかということかと思えます。その結果、医療費が適正になれば、医療費の増加も防げるだろうし、負担もその分軽くなっていくだろうと思えます。それに関して、奈良県内全体市町村で協力し合っていこうということかと思えます。医療制度もあり、保険制度もあり、幾つかの関連制度があるんですが、それぞれが実は別個じゃなくて、足し算じゃなく掛け算になると思うんです。2つの制度がうまくかみ合っていけば、効果も出てくると思います。そういう意味で、今回の取り組みを拝見して、これが本当にうまくいけば、奈良県の医療と保険財政という問題が改善されていくんじゃないかというふうに、聞きながら考えておりました。そういう意味で、先ほどもこのテーブルの中でいろいろ議論があったんですが、要は我が市町村だけがよければいいというのではどうにもならないと思います。高齢化の動きというのはもうこれ、全国的、もちろん県内でもそうなんですが、この中で支える側、支えられる側というのは、本当、一市町村だけではどうにもならない時代になっていますし、そういう意味で協力し合うことが是非とも必要かと思えます。そういう意味で、奈良県が奈良モデルという形で全国に先がけて示していけば、非常にこれは奈良県だけじゃなくて全国の都道府県、市町村にもものすごく希望につながるんじゃないかというふうに感じております。

【司会】 ありがとうございます。大和高田市長様、どうぞお願いします。

【吉田大和高田市長】 知事からご指名を頂きましたので、今、ここには市町村長が集

まっておりますし、各責任の持っている者が自分の立場で意見を言う。これは正しいことかなと、そういう思いをしながら、今、国のありようを見ていたときに、1,000兆円の借金を抱えて、少子化が進み、人口構造が変わり、今後20年、30年、今、少子化に歯止めをかけても、その子が子どもを生むまで往復で考えますと、その子どもが働いて税金を納めてくれる、往復で50年から60年、この状況が続くという中で我々市町村長という立場で行政エリアを預かっている人間として、この50年間をどうしていくのかという根本をしっかりと、そのスタンスを確認し合いして各々の立場ですり合わせをしていくというのは大いに結構なんですけれども、このスタンス、どこに立っているかというのをしっかりともう一度考え直してみんなでやっていこうという話をこのテーブルでしておいて、代表で説明をさせていただきました。

【司会】 ありがとうございます。では、本日の方向性に従って進めさせて頂くということでご了解を得たと思いますので、こちらの議論につきましては終了させて頂きたいと思います。

それでは、引き続きまして、各作業部会からの中間報告に移らせて頂きたいと思います。3つの部会からの報告が終わりましてから、グループでの意見交換のお時間をおとりいたしまして、その後にご意見を賜りたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

では、まず史跡等整備活用検討会議につきまして福井奈良県文化・教育課長より報告させていただきます。

【福井文化・教育課長】 お手元資料の11ページをお開き願いたいと存じます。

昨年、史跡等整備活用検討会議を設置させて頂きまして、奈良モデルとして史跡等の公有化、環境整備補助制度のあり方や発掘調査、保存整備等にかかる国、県、市町村の連携推進について、これまで3回の作業部会を開催し、検討を重ねてきたところでございます。

次のページでございます。検討課題の1つ目の史跡等の公有化環境整備補助制度につきましては、来年度から市町村が史跡等の積極的な整備、活用を進めることで地域の活性化を図る取り組みに対し、新たな補助制度を創出することといたしました。

次のページでございますが、この補助金は新たに設置予定の有識者で構成する補助金選定審査会の審査を経て選定、採択する予定です。例えば、ここに示しておりますように、市町村長が文化観光戦略等を推進する政策性の高い事業として承認するもので、整備、完了、供用までの具体的な計画性があることなどが審査のポイントとなると考えております。

次に、新補助金のイメージにかなう地域振興策の一例を示しています。やはり計画性を

持った整備という意味では、市町村の総合計画やマスタープラン、あるいはアクションプランなどに位置づけられていることもポイントになると考えているところでございます。

次のページでございますが、新補助金は活用の効果という点で既に国指定の史跡という評価を得ているもの、また指定を目指しているものを対象としたいと考えております。これらに対しましては、既に国庫補助制度がありますので、新補助金として採択されますと、従前からの県費の継ぎ足し補助金に加えまして、図表のように史跡等整備事業にありましては15%、史跡公有化事業にありましては5.33%、学術発掘調査事業にありましては5%の率に見合う補助金がさらに上乘せされることとなります。

次のページでは、県負担と市町村負担の割合の比較を示しました。新補助金の採択を受けますと、市町村の負担が大きく軽減されることとなります。これは平成17年度以前の県負担割合をも上回るものとなっております。

次のページですが、検討課題の2つ目の発掘調査保存整備等にかかる国、県、市町村の連携推進につきましては、県内の国、県、市町村、民間の発掘機関、あるいは発掘担当部署、さらに市長部局等がネットワークを構築して頂きまして、情報等を共有することで文化財の発掘、研究、展示などの相互補完や有機的な連携を目指す連携組織の枠組みづくりを開始します。現在の奈良モデル作業部会である史跡等整備活用検討会議に国や民間の発掘調査機関が参画することなど、拡充を図って参ります。

次のページの発掘機関等の連携組織のイメージについては、新補助金の選定審査会を核といたしまして、史跡等整備活用検討会を充実、発展させる方向で進みたいと考えています。また、審査会委員からの指導、助言を受けながら、参画する発掘機関が協議を行い、共同して発掘を行うなど、事業展開を目指します。その際には、新補助金を優先的に採択するなど、インセンティブについても検討いたしたいと考えております。

今後の予定につきましては、本日のサミットや作業部会で頂戴いたしました貴重なご意見等も集約し、新補助金要綱に反映させていければと考えております。また、新年度から新補助金の運用を開始するとともに、連携組織の枠組みづくりも本格化したいと考えているところでございます。

【司会】 次に、図書館管理運営の連携につきまして、反田奈良県立図書館副館長よりご報告させていただきます。

【反田図書館副館長】 図書館管理運営の連携につきましてのご報告をさせていただきます。まず21ページでございます。

図書館を巡る状況でございます。県内の公共図書館におけます図書購入費の減少が止まらないということでございます。本を買うお金でございますが、10年前と比べますと、もう3割ぐらいに減っているということでございます。また、予算がないため、新しく図書が購入できないということで、利用者を市町村在住の方に限定しているところも少なくございません。これでは図書館が担います地域の教育力、文化力の向上という役割が担えない状況でございます。このような状況の中でございますが、図書館が相互に連携をいたしまして、「コスト削減」にとどまらない利用者の利便性の向上、並びに「図書館間の相互のメリット」ができないかということで取り組んでいるものでございます。

次のページ、22ページでございます。上段箱書きでございますが、実現可能性のある事業ということで4つの事業を掲げております。個別の事業については、23ページからご説明をさせていただきます。

23ページをお願いします。貸出レシートに掲載いたします広告を共同募集しようという取り組みでございます。図書館で本を借りますと、借りた本の名前、返却日などを掲載されましたレシートが手渡されます。このレシートを見ますと、大体幅8センチのロール紙を使っている図書館が大変多くございますので、この仕様と紙質を統一し、汎用性のあるレシートを一度に大量に購入することにより、安価に手元に届けようという取り組みでございます。さらに、このレシートに企業広告を共同で募集しまして、その広告料を充てることにより、さらなる経費節減を図ろうというものでございます。この取り組みに当たりましては、先行事例を参考にしながら広告の共同募集を行うとともに、会計処理に問題のございます共同購入というよりは、広告主となる企業から現物で納入して頂く物納の仕組みを検討しているところでございます。

次に、24ページでございます。横断検索・相互貸借の共通の仕組みと市町村図書館間の物流、搬送の仕組みの構築でございます。現在、県内の図書館の蔵書検索、蔵書を検索するシステムがございますけれども、しかしお目当ての図書を借りる場合、他の図書館でしたら一々ファックスで依頼文書を送付しなければならないということでございます。この事務処理を蔵書検索とあわせてパソコンの画面上で借り受けも出来るように事務処理を簡便化するという取り組みを行うものでございます。また、既存の図書の搬送の仕組みにつきましても、県立から各市町村間の搬送システムがございますけれども、市町村間の搬送というのはございません。この仕組みを新たに組み入れることによりまして、きめ細やかな相互貸借を可能にしようという取り組みでございます。限られた蔵書を市町村を越え

た図書館間で融通し合い、迅速な図書の提供によりまして、利用者の利便性の向上に努めたいと考えているものでございます。

昨年の11月から試行的に特定のブロックのモデル館7館を抽出いたしまして、実験・実走をしているものでございます。来月2月末まで実施いたしまして、効果はもとより性能等を十分に検証して参りたいと思っております。

次に、25ページをお願いいたします。図書館間の広報連携や情報共有化の仕組みの構築でございます。市町村単位でつくられております「図書館だより」などの広報紙でございますが、それを近隣の図書館の講座、あるいはイベントなどの情報も一緒に掲載できないか、広域的に提供できないかという取り組みでございます。また、図書館内でテーマ展示する場合、新たにつくる場合は事務量が膨大でございますので、他館で展示された内容を巡回展示するような形で取り組みできないかというものでございます。手法といたしましては、資料の箱書きのところに書いておりますように、各図書館から情報を収集いたしまして、図書情報館で集約したものを各館に配信し、それを各館の判断で掲載して頂くという取り組みと、図書展示につきましても同様の手続で必要なものについては各館対応で申し込んで頂くという取り組みでございます。

次に、26ページでございます。県内図書館職員の研修連携の仕組みの構築でございます。事務量が増加している中、また人手の足りない図書館におきまして、職員一人一人のそれぞれの能力を高めるということは利用者に良質なサービスを提供するということが大変重要なことでございます。しかし、スキルアップはしたいけども、なかなか職場を離れて研修会など参加できないという声も聞こえているところでございます。このような職員がいつでもどこでも自主的な研修ができる仕組みをつくることで職員のスキルアップを図るという取り組みでございます。取り組みといたしましては、県内の図書館で構成いたしております奈良県図書館協会、あるいは県立図書情報館で主催をいたします研修会、セミナーの様子を記録いたしまして、奈良県図書館協会のホームページに掲示し、職員がいつでもどこでも自主的な研修ができる研修環境をつくり、職員のスキルアップを図るというものでございます。

次に、27ページでございます。連携が目指すものということでございます。個々の図書館ではなかなか対応できないものを県内の各館が互いに連携することによりまして、スケールメリットによるコスト削減を図り、新たな図書の購入を図るとともに、限られた図書を融通し合いながら相互貸借で有効活用を図る。そして利用者が希望する図書を迅速に

入手できるような仕組みづくりを行うものでございます。さらに図書館の催事情報の共有化を図ることで、また奈良県図書館協会とも連携しながら図書館職員のスキルアップを図って全県的なサービスの向上を図ってまいりたいと考えているところでございます。

【司会】 次に、安定的な一般廃棄物処理の継続につきまして、柘田奈良県廃棄物対策課長より報告させていただきます。

【柘田廃棄物対策課長】 私からは安定的な一般廃棄物処理の継続、一般廃棄物処理の広域化について、作業部会で検討してきたものを中間報告させていただきます。

29ページをお願いいたします。一般廃棄物処理の現状、県内の現状でございますが、ごみ焼却施設、し尿処理施設ともに約7割から8割の施設が設置後15年以上を経過、老朽化による施設の更新、あるいは基幹改修が課題となってきております。また、5万人未満の市町村が約6割ということで、今後各市町村の情勢等も踏まえながら、各施設の更新時期を見据えての中長期的な視点で広域化の検討が必要ということであります。

30ページをお願いいたします。内訳でございますが、ごみ焼却施設の設置年、経過年数等の一覧でございます。

31ページ、お願いいたします。し尿処理施設の設置年、経過年数等の一覧となっております。

続きまして32ページ、お願いいたします。作業部会での検討状況を簡潔に取りまとめたものでございますが、この検討は平成21年度明日香村さんが事務局となって検討作業を始めたものを昨年度来、県が事務局となって継続検討をしているものでございます。これまで、県外の先進視察の調査、あるいは研修会を開催し、昨年度からはもう少しさらに具体的に検討を進めたいということで、作業部会を全体から県内を北部、中部、南部のブロックに、検討のためにブロック分けをして作業に取り組んできております。今年度はこの3ブロックで一般廃棄物処理にかかる各市町村の課題等を共有しながら、中長期的な視点での広域化の方向性を取りまとめていきたいということで検討を進めているところでございます。あわせて、この作業部会で昨年9月の紀伊半島大水害を教訓として、大規模災害時の災害廃棄物処理についての相互応援、支援のスキームを構築したい。そういったことで、検討を併せて進めております。これらの検討課題については、来年度奈良県廃棄物処理計画を策定いたしますので、その中でも検討を継続させて成果を反映していきたい、そのように考えております。

33ページをお願いいたします。今年度の部会での検討の概要でございますが、ここに

は課題を列記しております。課題としては、施設の老朽化、財源の問題、地元協定による操業期限の問題、設置場所、あるいは3Rの推進などが挙げられておりますが、特に部会でもそうなのですが、施策の方向には総論で賛成が得られたとしても、確たる場所の確保、そういったものが非常に困難であり、このような課題を認識した上で、今後とも広域化への足がかりとなる検討の枠組みが必要だろうと、そういう議論になっております。

34ページ、お願いいたします。近畿圏の広域処理の動向でございます。一部事務組合、あるいは委託処理によって広域処理をしている施設及び市町村数の一覧でございますが、ごみ処理施設では、近畿圏で61%の市町村が、そのうち奈良県内は49%、し尿処理施設では近畿圏で59%、そのうち奈良県内は69%、そのような統計になっております。

35ページをお願いいたします。三重県尾鷲市の報告書から引用しておりますが、尾鷲市、熊野市、紀北町の3市町でのシミュレーション、施設建設後20年間で経費比較をしておりますが、約36億円のコスト縮減、そういった試算が出ております。なお、この3市町は現在も協議を継続中で今のところ事業化には至ることができていないというのが現状と聞いております。

36ページをお願いいたします。ここからは大規模災害時の相互応援支援の仕組みについてでございます。①紀伊半島大水害の廃棄物の概況でございますが、表にありますとおり、5市村で家屋の倒壊、浸水等による災害廃棄物が全体で約5,000立米発生いたしました。それと、今回の大水害の特徴といたしましては、土砂災害による倒木、ダム流木、そういった隣地の災害が多く箇所ですら大量に発生しております。

37ページをお願いいたします。②その対応状況であります。県では災害発生後直ちに県内の廃棄物処理施設の被害状況を確認し、災害廃棄物の発生状況を把握しながら、被害を受けていない各市町村に支援の要請を行いました。この災害廃棄物の処理につきましては、多くの市町村から協力をするという申し出は受けたのでありますが、距離等の関係、内容等の関係、調整等の結果、2つの市及び2つの一部事務組合に受け入れをして頂いております。また、大型不燃ごみの破砕、あるいは倒木の運搬など市町村の処理が困難なものについては、県は大規模災害時の協力協定に基づきまして、県産業廃棄物協会に支援を要請して、その協力を得ております。

最後に、新たな支援スキームの構築としておりますが、今回のことを教訓として新たな相互応援の仕組みをつくりたいというものでございます。今回の大水害では、各市町村、あるいは産廃協会等の協力により、対応はしてきたわけですが、より迅速、かつ

円滑に処理できるよう、今一度改めてその仕組みを検討していきたい。県内全域での相互支援協定がなかったことから、このたびは各市町村でまずは災害廃棄物の受け入れ、あるいはその内容について判断をしてもらう必要があり、そのための時間を要したこと、そして処理費用についても調整をしなければならなかったこと、このようなことを教訓として県内全域での相互応援協定を締結して、県、市町村、民間団体等が災害時の広域的な受け入れや処理内容を平時から確認、共有することにより、今後の災害時の備えとしていきたい。そのように考えております。

【司会】 それでは、各グループでの意見交換をお願いしたいと思います。意見交換のお時間が短くて申しわけございませんが、よろしく願いいたします。

(意見交換)

【司会】 お時間となりましたので、ただいまより皆様方からご意見を賜りたいと思います。皆様、いかがでございましょうか。挙手にてお知らせを頂ければと思います。

特にご意見なしということではよろしゅうございますでしょうか。

では、申しわけございません。伊藤先生、ご助言をお願いしたいと思います。

【伊藤奈良県立大学学長】 少しだけ意見を申し上げさせていただきます。史跡等の管理活用に関しては、もうこの史跡というのは奈良県にとって非常に重要な地域活性化のためのリソースだと思いますので、これを何とかした方が良いと思います。今までは各自治体がそれぞれやっておられたということと、お金がかかるという意味で今回はこういう新しいご提案があって、要は支援するための仕組みができたので、あとその中で連携をしながら各自治体の主体性でやっていかれる枠組みはできたと思います。どんどん進めていかれたらと思います。非常にいい制度ができたのかなと思っております。

それから、図書館に関しましては、ちょっとこのテーブルでまた議論が出たんですが、図書館というのはどういう施設なのかということです。ただ図書を借りたり、返したりとかだけではなくて、これからの時代の中で、高齢者も含めてですけども、交流の場にした方がいいんじゃないかと思います。ある市長さんのところでそういう取り組みも既にしておられるということもお聞きしましたし、それを今回、この運営管理のところでネットワーク化を図っていけば、その効果が、文化力、教育力も大切ですけども、高齢社会の中の生活の質の向上につながっていくのではないかというふうに思いました。

【司会】 先生、ありがとうございました。知事からご発言はよろしゅうございますでしょうか。

【荒井知事】 史跡の補助金は、一昨年暮れに市長会があったときに、森下市長から補助金の率をちゃんと戻せということでございましたので、検討して参りまして、旧の補助金はこの15ページに書いてございますが、既存補助金の率が18年度から低くなったものでございますが、単純に率を戻すだけでは、いつものとおり、おまえ、金出せ、おれ、金出さんという話になるだけですので、聞いてみますと、教育委員会と市の行政、町もそうですけども、結びつきが希薄だというふうなことも聞きましたので、この史跡関係の補助金が、国庫補助金がつくことを前提でございまして、県が出すときは市町村長さんの承認を得た上で出すことというふうなことを基本にした要綱を作ろうかと思っております。それは地域のための史跡だと。地域のための史跡は、教育委員会の調査機関のための史跡だけじゃないという発想でございまして、是非関係のある市町村はこの活用を検討して頂きたいと思っておりますが、率が回復するだけじゃないということを申し上げさせて頂きたい。

【司会】 それでは皆様、よろしくお願いたします。

それでは、次にその他報告といたしまして、市町村税の税収強化の作業部会から共同徴収組織への参加意志の確認結果につきまして、高野奈良県市町村振興課長から報告をさせて頂きます。

【高野市町村振興課長】 お手元資料1の39ページを見て頂きたいと思っておりますけれども、前回のサミット、昨年11月7日に開催いたしましたので、そこで市町村税の税収強化についての取り組みについて参加意思の確認をさせて頂きますということを申し上げました。その後、意思の確認をさせて頂きまして、こういった39ページ、もしくは前のスクリーンの丸とついているところ、26市町村から共同徴収に参加するという事で前向きな回答を頂きました。ありがとうございます。40ページになりますけれども、それは地図にプロットしてみると、左のこういった形になりました。青い部分をご参加頂けるということでございます。地図を見ますと、まんべんなく手を挙げて頂きましたので、広く県域を対象とした取り組みが必要だということを認識いたしております。

それから、右側を見て頂きますと、同時にご意見を頂きましたけれども、職員派遣等の負担、それからあと国民保険税、その共同徴収についてというところにつきましては意見がさまざま各市町村から出ましたので、この点につきましては今後検討してまいりたいと思っております。それから、右下の部分、その他の部分ですけれども、非常に滞納額の少ないところにつきましても、手を挙げて頂いたりしておりますので、そういったところにつきましては組織ということにこだわらずに、例えば県からの巡回、それから相談支援体

制を整備する等のことも考えていきたいというふうに考えております。

4 1 ページ、今後の課題でございますけれども、今後、まずは具体的に各市町村の滞納状況等につきまして再度分析をしながら、こういった案件を引き継ぐのか、職員や金銭的な負担の問題、それからこういったエリア組みでやってくのか、そういったことを具体的に考えていきたいというふうに思っております。それから、そのほかにも特別徴収の推進等につきましても、検討していくようなことも考えていきたいというふうに思っております。明日から2月になりますけれども、早々に2月の第2週ころから、まずは各地区単位ごとぐらいで担当の課長さんぐらいにお集まり頂きまして、課題の抽出から始めたいというふうに思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

【司会】 それでは、ただいまの説明につきまして、何か意見等、ございませんでしょうか。挙手にてお知らせを頂きたいと思いますが。特にご意見、ございませんでしょうか。

それでは、伊藤学長のほうから、ご助言、ございましたら、お願いしたいと思っておりますので、お願いいたします。

【伊藤奈良県立大学学長】 手短かに1点だけ。徴収、税収強化の話ですけれども、多分議論はされているかと思いますが、これはあくまでも徴収側からいろんな議論をしておられると思うんですが、納める側の話はどうなっているのか気になるところなんです。つまり、納税意識のあたりがそれぞれの地域によってかなり差があるのかどうか、それが1つ気になるころではあります。あと、課題の中にも出てきますが、基本的に市町村の税で一番重要なのは住民税と固定資産税、この2つの税の実態、もちろん調査をされていると思いますが、固定資産税あたりは多分大口の話が出てくると思うんです。そのあたりと強化の中で強制徴収的なペナルティとは言いませんが、徴収側の取り組みの姿勢がおそらく納税のほうにも響いてくるのではないかとこのように思っております。

【司会】 ありがとうございます。知事からご発言はよろしゅうございますか。

【荒井知事】 納税については、納税率というのに市町村、非常に差があったんですけども、この徴税強化ということを数年進めていますと、大変徴税率が上がってきているところがございます。これは、参加市町村長様の意識が随分浸透してきた面があるかと思っております。徴税率が低いところが財政も低いという相対的な傾向がございましたが、ともに改善している大きな傾向がございますので、またそのような資料もご披露していきたいと思っております。県が行きますと、まちのうるさい方が多少おさまって、徴税が進むという面がありますし、この勉強会で高知県の安芸市の松本市長に来て頂きましたところ、松本

市長さんは、もう催促しないんだと。即差し押さえだと。自動車、大概持っているから、高級自動車を持っているからと。こういうことでございましたので、その徴収方針に従って、なるべく差し押さえを早くするというを基本に徴税強化をしてきている面がございます。

いろんなテーマで市町村の関係職員の方が大変熱心に参加して頂きまして、このような議論を積み重ねるに当たって、県の職員は大変勉強させて頂いております。市町村の職員には大変優秀な方がおられますので、是非、誰ということはございませんが、新年度の人事上でも、市町村長、ご配慮願えるようお願いしたいと思います。大変熱心で優秀な市町村の職員の方が参加して頂いていることを聞いておりますので、お礼を最後に申し上げたいと思う次第でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 それでは、皆様、引き続き、ご検討のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、最後にその他の報告事項といたしまして、権限移譲の検討の場の設置につきまして、林奈良県行政経営課長から説明をさせていただきます。

【林行政経営課長】 権限移譲に関する検討の場、分科会の設置について説明を申し上げます。資料の2というものが入っておりますので、ご覧頂きたいと思います。

県から市町村への権限移譲につきましては、昨年8月30日に第2次一括法が成立いたしましたして、本県では48項目の事務が県から市町村へ移譲されることとなりました。また、これに合わせまして、奈良県独自の権限移譲といたしまして、延べ18市町村との間で協議が整いました4項目の事務につきまして、昨年11月県議会において事務処理特例条例の改正を行いまして移譲をさせて頂くこととなりました。これらの移譲事務につきましては、昨年7月に市町村の事務担当者向けの説明会を開催させて頂きました。また、あわせて個別の研修会等も必要に応じて実施をしまいたところでございます。昨年12月に市長会から移譲事務を円滑に遂行していくために、人的支援、また財政的支援措置等を講ずるようにご要望を頂きました。このため資料の目的のところに記載しておりますように、権限移譲を行うための課題や市町村からのニーズ等に円滑に対応するために、平成24年度において市町村長サミットに事務的な分科会を設置し、県と市町村の実務担当者が一緒になって検討していく場を作ることとさせて頂きました。検討項目といたしましては、先ほど言いました第2次一括法により、平成24年4月1日、または平成25年4月1日に移譲がされる事務、並びに事務処理特例条例によりまして同様に平成24年4月1日、また平成25年4月1日に移譲される事務の中で市町村よりご要望を頂いた項目につ

いてでございます。なお、移譲される事務につきましては別表に整理しておりますので、後ほどご覧を頂きたいと思っております。

分科会での主な検討内容といたしましては、例えば市町村において専門職員の不足により、単独の市町村での実施が困難な事務でありましたり、業務のノウハウの継承等の解決策の検討、また市町村間の情報交換や連携等でございます。また、権限移譲が一旦なされた後におきましても、実際に業務をして頂く中で課題が生じてきた場合等につきましても対応させて頂きたいと考えております。

次に、体制についてでございます。2枚目をご覧頂きたいと思っております。

市町村長サミットのもとに、市町村からのご要望等に基づく検討項目ごとに分科会を設置いたします。行政経営課は権限移譲に関する課題や市町村のニーズの取りまとめ、分科会の進捗管理等の業務を行います。検討状況、検討結果につきましては分科会より適宜市町村長サミットに報告をさせて頂く予定でございます。当面のスケジュールといたしましては、県担当課による移譲事務の説明会等を平成25年4月1日の実施分も含めまして、すべての移譲項目につきましてこの2月中に完了をいたします。そして3月に移譲事務にかかる問題点、課題等について県から市町村に照会をさせて頂きます。そこから上がってまいりましたご意見、ご要望等に基づきまして、来年度第1回目の市町村長サミットにおきまして、具体的な分科会の設置についてご提案をさせて頂きたいというふうに考えております。円滑な権限移譲を行うために、今後ともご協力を賜りますように、また移譲事務の問題点、課題等の照会に際しましては、忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

【司会】 ただいまの説明につきまして、ご意見等ございましたら、挙手にてお知らせを頂きたいと思っております。特にご意見、ございませんでしょうか。知事からはよろしゅうございますか。

【荒井知事】 権限移譲の円滑化については、できるだけ市町村の職員の方と一緒にあって移譲が円滑になるようにさせて頂きたいと思っております。事務の共同化の中で、あと、消防の一元化も参加される市町村様と検討会をしたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。いろんな事務の配分についての検討会をして、その内容、役割分担を決めていく作業も大事でございますので、よろしくお願いをいたします。

【司会】 それでは、提示をさせて頂きましたスケジュールで進めさせて頂きますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に県健康福祉部からご案内がございます。

【久保田健康福祉部次長】 本日の資料の一番後ろにつけてございます、冒頭知事からも一部紹介頂きましたが、これからの社会保障を考えるセミナーの開催についてのご案内でございます。今最も旬の話題につきまして、旬の学者先生、お招きして開催することができる運びとなりましたのでご案内いたします。宮本先生のご案内は次ページにつけておりますが、宮本先生本人のたつての希望もございまして、できるだけ絞られた人数で顔の見える範囲で開催したいというご希望もございましたので、1ページ目の一番下に書いてありますように、総勢80名ぐらいの参加を見込んでのセミナーとなっております。是非とも市町村長様ご自身に参加頂きたいという思いで企画をいたしております。各市町村1名のみでの参加ということでございますが、ご趣旨、ご理解頂きまして、忙しい時期ではございますが、ご参加頂きますように、ご案内方々、よろしくお願い申し上げます。

【司会】 皆様、よろしくお願いいたします。恐れ入ります。もう1点私のほうから紹介をさせて頂きたいと思っております。お手元に県域水道ビジョンの冊子を配付させて頂いております。前回11月7日のサミットで案として、その概要の進捗報告をさせて頂いておりますが、パブリックコメントを経まして12月に確定をいたしております。既に県のホームページには掲載をいたしておりますけれども、このたび冊子を作成いたしましたので、お配りをさせて頂くものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして本日のサミットを閉会させて頂きます。

なお、次回のサミットでございますが、知事から紹介もございましたけれども、2月20日に開催をさせて頂く予定をしております。前金沢市長の山出保氏を講師としてお迎えをいたしまして、まちづくりについてのご講演を頂きます。是非ご参加くださいますようお願い申し上げます。それでは、皆様、長時間ありがとうございました。

— 了 —